

川崎市高齢者等緊急通報システム事業実施要綱

(目的)

第1条 この事業は、ひとり暮らし高齢者等に対して緊急時における連絡体制を確保するとともにその不安を解消することにより、住み慣れた地域での在宅生活を支援し、福祉の増進を図ることを目的とする。

(実施方法)

第2条 事業の実施主体は、川崎市とする。ただし、緊急通報システムを適切に運営できると認められる複数（又は一つ）の事業者へ委託することができるものとし、利用者はそれらの事業者から一つの事業者を選択することによりサービスを受けられるものとする。

(事業内容)

第3条 事業の内容は、次の方法で緊急時における連絡体制を確保するとともに、高齢者等の安全確認を行うものとする。

- (1) 利用者からの緊急通報を24時間365日体制で受信する。
- (2) 必要に応じて警備員による現場の確認を行う。その際に、利用者から預かっている鍵がある場合は、緊急事態対応の目的で、それを使用することができる。
- (3) 必要に応じて消防局へ通報し、救急車の出動要請を行う。
- (4) 緊急連絡先及び地域包括支援センター等へ連絡する。
- (5) 要に応じて医療・保健・福祉に関する相談に応じる。

2 利用対象者要件に合わせて、次条に規定する自宅設置型緊急通報システム又は第6条に規定する携帯型緊急通報システムのいずれかを利用者が選択することができるが、併用は認めないものとする。また、次の各号のいずれかにあてはまる場合は利用の対象とならない。

- (1) 老人福祉電話設置相談事業を利用している者
- (2) 緊急通報システムを設置した定期巡回・即時対応型訪問介護看護等を利用している者
- (3) 既に民間の緊急通報システム（自宅設置型、携帯型を問わず緊急通報が可能な機器等）を導入している者
- (4) 介護保険法に基づく「介護保険施設」、「地域密着型介護老人福祉施設」、「認知症対応型共同生活介護」、「介護予防認知症対応型共同生活介護」及び「特定施設」へ入所している者
- (5) 老人福祉法第29条に基づく有料老人ホームへ入所している者
- (6) 社会福祉法第2条第2項に規定する施設へ入所している者
- (7) 第4号から第6号以外の施設等で、介護の提供、食事の提供、洗濯・掃除等の家事、健康管理のいずれかのサービスを提供している施設等へ1ヵ月以上長期入所している者

3 緊急事態対応のため、住居等の一部に破損を生じた場合は、その修復義務について、川崎市及び事業者は責任を負わないものとする。

(自宅設置型緊急通報システム)

第4条 自宅設置型緊急通報システムを設置する際、利用者の居宅に設備する機器類は次のとおりとする。

- (1) 緊急事態の発生を連絡するための緊急ペンダント

(2) 前号の信号を受信・送信する装置

2 次条第1項に該当する利用者は、次の付加サービスを選択できるものとする。

(1) 火災発生を通報する装置

(2) ガス漏れを通報する装置

(3) 生活リズムセンサーにより異常を通報する装置

(自宅設置型緊急通報システムにおける利用対象者)

第5条 利用対象者は、市内に居住する在宅高齢者で、次の要件を全て満たすものとする。

(1) 65歳以上であること。

(2) 心臓疾患、高血圧等の慢性疾患等のため、日常生活上注意を要する状態にあること。

(3) 世帯の状況が次のいずれかに該当すること。

ア ひとり暮らし

イ 同居人はいるが、同居人が重度の要介護者である者

ウ 同居人はいるが、同居人が定期的・継続的に仕事等で長時間外出するため、実質的にひとり暮らしとなる者

2 前項各号の規定にかかわらず、市内に居住する75歳以上の在宅高齢者で、同居又は隣接の親族世帯がないひとり暮らしの者は、前条第1項各号に掲げる機器類によるサービスに限り、受けることができる。

(携帯型緊急通報システム)

第6条 携帯型緊急通報システムを利用する際、利用者に貸与する端末等は次のとおりとする。

(1) 緊急事態の発生を連絡するための携帯型端末

(2) 前号の端末を充電する装置

(携帯型緊急通報システムにおける利用対象者)

第7条 利用対象者は、市内に居住する在宅高齢者等で、次の要件を全て満たすものとする。

(1) 65歳以上であること。

(2) 心臓疾患、高血圧等の慢性疾患等のため、日常生活上注意を要する状態にあること。

(3) 世帯の状況が次のいずれかに該当すること。

ア ひとり暮らし

イ 同居人はいるが、同居人が重度の要介護者である者

ウ 同居人はいるが、同居人が定期的・継続的に仕事等で長時間外出するため、実質的にひとり暮らしとなる者

エ 同居人はいるが、同居人が65歳以上で心臓疾患、高血圧等の慢性疾患等のため、日常生活上注意を要する状態にある者

オ 同居人はいるが、同居人が第3項の要件を満たす者

2 前項各号の規定にかかわらず、市内に居住する75歳以上の在宅高齢者で、同居又は隣接の親族世帯がないひとり暮らしの者は、利用対象者とする。

3 第1項各号、第2項の規定にかかわらず、市内に居住する在宅高齢者等で、認知症による行方不明のため生命の危険性があり、次のいずれかを満たす者は、利用対象者とする。

(1) 65歳以上であること。

(2) 若年性認知症であり、介護保険法による要介護認定の結果、要介護1から5と認定された者

(利用開始の申請)

第8条 事業の利用開始を希望する者（以下「開始申請者」という。）は、地域包括支援センター（以下「担当支援センター」という。）又は福祉事務所に申請するものとする。

2 前項の場合において、福祉事務所に申請があったときは、福祉事務所は、開始申請者の世帯状況、慢性疾患及び認知症による行方不明の有無等を確認し、担当支援センターに引き継ぐものとする。

(利用開始の選定)

第9条 担当支援センターは、開始申請者への聞き取りや居宅への訪問等によって、開始申請者が第5条又は第7条に規定する要件を満たしているか否か等を確認し、事業の利用対象者に該当することの可否について選定を行うものとする。

2 担当支援センターは、前項の選定の結果、事業の利用対象者に該当すると選定した場合は、必要な書類を作成し、福祉事務所に連絡するものとする。

3 福祉事務所は、前項の規定による担当支援センターからの連絡をもとに、事業の利用対象者に該当することの可否及びサービス内容を確認するものとする。

(利用開始の決定)

第10条 福祉事務所長は、前条第3項の規定による確認に基づき事業の利用対象者に該当した場合は、開始申請者の申請時における市民税課税状況を確認して利用者負担額を決定し、開始申請者、担当支援センター、事業者へ通知するものとする。

2 福祉事務所長は、前条第3項の規定による確認に基づき事業の利用対象者に該当しない場合は、開始申請者へその旨を通知するものとする。

3 担当支援センターは、前項の通知の送付を受けたときは、事業者へ連絡し、事業の利用開始が決定した者（以下「利用者」という。）について、サービス提供に係る調整を行うものとする。

(利用者の報告責務)

第11条 利用者は、第8条第1項の規定による申請の内容に変更がある場合は、速やかに担当支援センター又は福祉事務所に報告しなければならない。

(利用変更の申請)

第12条 サービス内容等の変更を希望する者（以下「変更申請者」という。）は、担当支援センターに事業の利用変更について申請するものとする。

(利用変更に係る書類の作成)

第13条 担当支援センターは、前項の規定による申請があったときは、必要な書類を作成し、福祉事務所に連絡するものとする。

2 福祉事務所は、前項の規定による担当支援センターからの連絡をもとに、サービス内容等を変更することの可否及び変更後のサービス内容等を確認するものとする。

(利用変更の決定)

第14条 福祉事務所長は、前条第2項の規定による確認に基づきサービス内容等を変更するこ

との可否について決定し、変更申請者、担当支援センター、事業者へ通知するものとする。

- 2 担当支援センターは、前項の通知の送付を受けたときは、事業者へ連絡し、事業の利用変更が決定した者について、サービス提供に係る調整を行うものとする。

(利用廃止及び停止の申請)

第15条 事業の利用廃止を希望する者（以下「廃止申請者」という。）は、担当支援センターに事業の利用廃止について申請するものとする。ただし、当該事由がおおむね6か月以内に消滅すると予想される場合には、利用を停止することができるものとするが、停止期間中は一切のサービス提供を停止するため、その間に事業を利用した場合の費用は全て利用者の負担とし、川崎市及びサービス提供者は生じた損害等について一切責任を負わないものとする。なお、当該事由が消滅し、利用の停止を解除するには、事業の利用者等が、その旨を担当支援センターに申し出るものとし、当該事由の消滅を確認後、速やかに利用の停止を解除するものとする。

(利用廃止及び停止に係る書類の作成)

第16条 担当支援センターは、前項の規定による申請があったときは、必要な書類を作成し、福祉事務所に連絡するものとする。

- 2 福祉事務所は、前項の規定による担当支援センターからの連絡をもとに、事業の利用を廃止及び停止することの可否を確認するものとする。

(利用廃止及び停止の決定)

第17条 福祉事務所長は、前条第2項の規定による確認に基づき事業の利用を廃止及び停止することの可否について決定し、廃止申請者、担当支援センター、事業者へ通知するものとする。

(申請以外の変更又は廃止)

第18条 担当支援センター又は福祉事務所は、第8条第1項又は第12条の規定による申請のほか、第11条の規定による利用者からの報告等によって、利用者の基本情報及び緊急連絡先の変更、健康状態の変化等を把握した場合は、必要に応じて、事業の利用変更又は利用廃止の手続を行うものとする。

(費用負担)

第19条 事業の費用負担は、別表1、2及び3のとおりとする。

- 2 自宅設置型緊急通報システムにおいて利用者宅から緊急通報を行う際にかかる電話の通話料は、利用者の負担とする。
- 3 携帯型緊急通報システムにおいて、次の費用は利用者の負担とする。

(1) 川崎市外への駆け付け料金

(2) 端末類の利用者の過失による紛失破損が発生した場合の費用

(利用者負担の区分変更時期)

第20条 利用者負担の区分変更を行う場合は、毎年度8月1日をもって行うものとする。

(利用の取消)

第21条 利用者が、次の各号のいずれかに該当したときは、福祉事務所長は利用を取消することができる。

- (1) 第5条又は第7条に規定する要件を満たさなくなったとき。
- (2) 虚偽の申請によって、事業の利用に係る決定を受けたとき。

(3) 利用者が利用者負担を一定期間支払わなかったとき。

(4) その他福祉事務所長が事業を利用する必要がないと認めたとき。

(業務報告等)

第22条 事業者は、月ごとに市長に業務報告を行うものとする。また、契約期間中に受託申請書に変更等が生じた場合は速やかに届出を行うものとし、大きな変更を伴う場合は事前に川崎市へ相談をするものとする。

(委任)

第23条 事業の施行について必要な事項は、健康福祉局長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成7年6月1日から施行する。

2 本要綱施行の際に、現に川崎市老人福祉電話等設置事業実施要綱の規定に基づいて緊急通報システムの設置を受けている者については、本要綱の規定に基づいてなされたものとみなす。

(平成17年度税制改正に伴う経過措置)

3 平成18年7月31日までの間に、第6条の規定により利用者と決定された者（第8条各号のいずれにも該当しない場合に限る。）又は同日以前に第5条の規定により利用の申出をし、同年8月1日以降に第6条の規定により利用者として決定された者のうち、川崎市介護保険条例（平成12年川崎市条例第25号）附則第21項又は第24項の適用を受ける者の第7条に定める費用負担については、同条の規定にかかわらず、次に掲げる期間に限り、区分に応じ、それぞれ定める額とする。

区分(利用者世帯の階層区分)	期 間	利 用 者 負 担 (月額)		公 費 負 担 (月額)	
		緊急ペンダントのみ運営費	付加サービスつき運営費	緊急ペンダントのみ運営費	付加サービスつき運営費
川崎市介護保険条例附則第21項第1号及び第24項第1号	平成18年9月1日から平成19年8月31日まで	600円	750円	3,500円	4,150円
	平成19年9月1日から平成20年8月31日まで	800円	1,000円	3,300円	3,900円
川崎市介護保険条例附則第21項第2号及び第24項第2号	平成18年9月1日から平成19年8月31日まで	1,850円	2,350円	2,250円	2,550円
	平成19年9月1日から平成20年8月31日まで	2,750円	3,400円	1,350円	1,500円

附 則

この要綱は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成12年4月1日から施行する。
- 2 改正前の要綱に基づく利用者については、改正前の要綱によるものとし、平成12年7月1日からこの要綱を適用するものとする。

附 則

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成13年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成19年4月1日から施行する。
- (経過措置)
- 2 改正後の要綱は、平成19年4月1日以降に、改正後の要綱第5条の規定による申請のあったものから適用し、同日前に申請があったものについては従前の例によるものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成20年4月1日から施行する。
- (経過措置)
- 2 改正後の要綱は、平成20年4月1日以降に、改正後の要綱第5条の規定による申請のあったものから適用し、同日前に申請があったものについては、なお従前の例によるものとする。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成２８年１０月１日から施行する。

附 則

この要綱は、平成２９年７月１日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年１０月１日から施行する。

附 則

この要綱は、令和４年７月１日から施行する。

附 則

この要綱は、令和４年９月１日から施行する。

附 則

この要綱は、令和５年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、令和６年１２月１日から施行する。

附 則

この要綱は、令和７年１月１日から施行する。

附 則

この要綱は、令和７年３月１日から施行する。

附 則

この要綱は、令和７年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、令和７年７月１日から施行する。

別表 1（第 19 条関係）

自宅設置型緊急通報システム

区 分（利用者世帯の階層区分）	利 用 者 負 担（月額）		公 費 負 担（月額）	
	緊急ペンダントのみ運営費	付加サービスつき運営費	緊急ペンダントのみ運営費	付加サービスつき運営費
生活保護法による被保護世帯	0 円	0 円	4, 0 7 4 円	4, 9 9 1 円
中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯				
* 減免：市町村民税非課税世帯で、かつ生活困窮者	2 1 0 円	2 5 5 円	3, 8 6 4 円	4, 7 3 6 円
市町村民税世帯非課税	4 2 0 円	5 1 0 円	3, 6 5 4 円	4, 4 8 1 円
市町村民税本人非課税	1, 0 2 0 円	1, 2 7 0 円	3, 0 5 4 円	3, 7 2 1 円
市町村民税課税	3, 6 7 0 円	4, 5 8 0 円	4 0 4 円	4 1 1 円

備考

月の途中で利用開始又は利用廃止した場合であっても、利用料は日割りによって計算せず、月額単位とする。

別表 2（第 19 条関係）

携帯型緊急通報システム

区 分 （利用者世帯の階層区分）	利 用 者 負 担 （月額）	公 費 負 担 （月額）
生活保護法による被保護世帯	0 円	2, 3 0 0 円
中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯		
* 減免：市町村民税非課税世帯で、かつ生活困窮者	1 1 5 円	2, 1 8 5 円
市町村民税世帯非課税	2 3 0 円	2, 0 7 0 円
市町村民税本人非課税	5 7 5 円	1, 7 2 5 円
市町村民税課税	2, 0 7 0 円	2 3 0 円

備考

月の途中で利用開始又は利用廃止した場合であっても、利用料は日割りによって計算せず、月額単位とする。

別表 3（第 19 条関係）

初回手数料	4, 5 8 3 円
事業者変更手数料	4, 5 8 3 円

備考

初回手数料は、携帯型緊急通報システムの利用廃止後 3 か月以内（廃止決定効力発生日から申請日まで）に再度利用する場合（入院・入所等のために廃止となった場合は除く）は、利用者による負担とする。

事業者変更手数料は、利用者の自己都合による事業者変更を行う場合は、利用者による負担とする。

自宅設置型

高齢者等緊急通報システム利用申請書 兼 確認票

(☐ 開始 ☐ 変更 ☐ 廃止 ☐ 停止)

(あて先) 川崎市 福祉事務所長

次のとおり、川崎市高齢者等緊急通報システム事業に関する申請をします。

なお、事業実施に必要な川崎市における住民登録・市税・介護保険状況の調査について、同意します。

また、身体状況等に応じた適切なサービス提供を受けるために、基本情報（氏名・生年月日・住所・電話番号・本人状況・世帯状況・要介護度）及びサービス内容について、地域包括支援センター、サービス事業者、その他事業の実施に必要な範囲で関係する者に提示することに同意します。

申請者

住所

氏名

電話番号

対象者との関係

利用者（事業の利用を開始・変更・廃止しようとする方）	基本情報	フリガナ											生年月日	生 () 歳	
		氏名													
		住所	区											電話番号	— —
		介護保険被保険者番号												介護保険料段階	段階
		市民税課税状況		☐ 世帯非課税 ☐ 本人非課税 ☐ 課税		生活保護受給		☐ 有 ☐ 無		中国残留邦人生活支援金受給		☐ 有 ☐ 無			
		世帯状況	☐ ひとり暮らし ☐ 日中・夜間独居		具体的に										
			☐ 同居人が重度の要介護者である者												
	要介護度		☐ 自立 ☐ 要支援1 ☐ 要支援2 ☐ 要介護1 ☐ 要介護2 ☐ 要介護3 ☐ 要介護4 ☐ 要介護5												
	緊急連絡先	第1連絡先	フリガナ						利用者との続柄		電話番号1	— —			
			氏名												
住所								電話番号2	— —						
第2連絡先		フリガナ						利用者との続柄		電話番号1	— —				
		氏名													
		住所						電話番号2	— —						

利用者の健康状態	☐ 高血圧	安定時	Bp	/	mmHg	(病状・特記事項) ※ サービスを必要とする身体状況や現在の対処方法、これまでの発作の有無等を記載してください。		
		変動時	Bp	/	mmHg			
	☐ 心臓疾患	(病名)						
		(病名)						
	☐ その他	(病名)						
		内服薬						
通院先	(病院名)				(主治医)		(TEL)	

機器設置時 連絡先	☐ ご本人 ☐ 代理人対応 (氏名:)	連絡先: — —)
機器回収時 連絡先	☐ ご本人 ☐ 代理人対応 (氏名:)	連絡先: — —)

その他	電話回線の種類	☐ 単独NTTアナログ回線 (マイラインの会社名:)	☐ ISDN ☐ ADSL ☐ その他 () ※ 回線によっては、通報できない可能性があります。

☐ 開始						
サービス内容	事業者名	ALSOK (総合警備保障)	ALSOK (あんしんガード)	セコム	大阪ガス	ホームネット
	設備	☐ 緊急ベンダントのみ (相談機能付)	☐ 緊急ベンダントのみ (相談機能付)	☐ 緊急ベンダントのみ (相談機能付)	☐ 緊急ベンダントのみ (相談機能付)	☐ 緊急ベンダントのみ (相談機能付)
		☐ 生活リズムセンサー付	☐ 生活リズムセンサー付	☐ 生活リズムセンサー付	☐ 生活リズムセンサー付	☐ 生活リズムセンサー付
		☐ 火災センサー付	☐ 火災センサー付	☐ 火災・ガスセンサー付	☐ 火災センサー付	☐ 火災センサー付
		☐ ガスセンサー付			☐ ガスセンサー付	
75歳以上/独居による対象者	☐ 緊急ベンダントのみ (相談機能付)	☐ 緊急ベンダントのみ (相談機能付)	☐ 緊急ベンダントのみ (相談機能付)	☐ 緊急ベンダントのみ (相談機能付)	☐ 緊急ベンダントのみ (相談機能付)	
利用料	月額	円				

☐ 変更		事由発生日	年	月	日		
変更内容	☐ 住所変更						
	新しい住所		区		電話番号	- -	
	☐ 緊急連絡先変更 (☐ 第1連絡先 ☐ 第2連絡先)						
	変更後	フリガナ		利用者との続柄		電話番号1	- -
		氏名				電話番号2	- -
	住所				電話番号1	- -	
					電話番号2	- -	
	(☐ 第1連絡先 ☐ 第2連絡先)						
	変更後	フリガナ		利用者との続柄		電話番号1	- -
		氏名				電話番号2	- -
住所				電話番号1	- -		
				電話番号2	- -		
☐ 事業者の変更 ☐ サービス内容の変更							
変更前	事業者		変更後	事業者			
	サービス			サービス			
変更理由							

☐ 廃止	事由発生日	年	月	日	※申請日が月末25日以降の月内廃止・停止は包括から事業者へ連絡票送付
廃止理由	☐ 死亡 ☐ 入院 ☐ 入所 ☐ 市外転出 ☐ 携帯型移行 ☐ その他 ()				

☐ 停止	事由発生日	年	月	日	※大阪ガス・ALSOKは停止の申請はできません。
停止理由	☐ 入院 ☐ 入所 ☐ その他 ()				

備考欄	
-----	--

担当機関	居宅介護支援事業所		担当者	区役所受付印
		電話番号	- -	
	地域包括支援センター		担当者	
		電話番号	- -	

携帯型

高齢者等緊急通報システム利用申請書 兼 確認票

(☐開始 ☐変更 ☐廃止 ☐停止)(☐65歳以上 (疾患有) ☐75歳以上単身者 ☐65歳以上認知症者 ☐若年性認知症者)

(あて先) 川崎市 福祉事務所長

次のとおり、川崎市高齢者等緊急通報システム事業に関する申請をします。

なお、事業実施に必要な川崎市における住民登録・市税・介護保険状況の調査について、委任します。

また、身体状況等に応じた適切なサービス提供を受けるために、基本情報 (氏名・生年月日・住所・電話番号・本人状況・世帯状況・要介護度) 及びサービス内容について、地域包括支援センター、サービス事業者、その他事業の実施に必要な範囲で関係する者に提示することに同意します。

申請者

住 所

区

氏 名

電 話

対象者との関係 ()

利用者 (事業の利用を開始・変更・廃止しようとする方)

基本情報

フリガナ											生年月日				生
氏 名														() 歳	
住 所		区								電話番号		-		-	
介護保険被保険者番号											介護保険料段階				段階
市民税課税状況	☐ 世帯非課税		☐ 本人非課税		☐ 課税		生活保護受給			☐ 有	☐ 無	中国残留邦人生活支援金受給	☐ 有	☐ 無	
世帯状況	☐ ひとり暮らし		☐ 日中・夜間独居		具体的に										
	☐ 同居人が重度の要介護者である者														
要介護度	☐ 自立	☐ 要支援 1	☐ 要支援 2	☐ 要介護 1	☐ 要介護 2	☐ 要介護 3	☐ 要介護 4	☐ 要介護 5							

緊急連絡先

第1連絡先	フリガナ					申請者との続柄		電話番号 1		-		-	
	氏名												
	住所							電話番号 2		-		-	
第2連絡先	フリガナ					申請者との続柄		電話番号 1		-		-	
	氏名												
	住所							電話番号 2		-		-	

利用者の健康状態

☐ 高血圧	安定時	Bp		/		mmHg	(病状・特記事項) ※ サービスを必要とする身体状況や現在の対処方法、これまでの発作の有無 (認知症の場合・徘徊の有無) 等を記載してください。		
	変動時	Bp		/		mmHg			
☐ 心臓疾患	(病名)								
☐ 認知症	(病名)								
☐ その他	(病名)								
内服薬									
通院先	(病院名)					(主治医)		(TEL)	

機器設置時 連絡先

☐ご本人 ☐代理人対応 (氏名 :) 連絡先 : — —

機器回収時 連絡先

☐ご本人 ☐代理人対応 (氏名 :) 連絡先 : — —

高齢者等緊急通報システム設置承諾書

年 月 日

(あて先) 川崎市長

所有者住所 _____

氏 名 _____ 印

電 話 (_____) _____

次に所在する私所有の家屋の一部に「緊急通報システム」を設置することを承諾します。

所 在 地 川崎市 _____ 区 _____

居住者氏名 _____

※ 利用者の居宅が借家の場合のみ提出してください。
ただし、市営住宅の場合は必要ありません。

高齢者等携帯型緊急通報システム利用承諾書

私は、高齢者等携帯型緊急通報システム（以下、本サービス）を利用するにあたり、次の注意事項を承諾します。

1. 携帯電話の電波が届かない場所について

- ☐ 本サービスは携帯電話のシステムを利用しており、携帯電話の電波が届かない場所においては、屋外での位置情報検索（GPS利用）及び駆け付けはできません。

2. 屋外での位置情報検索（GPS利用）及び駆け付けについて

- ☐ 本サービスにてGPS機能による位置情報検索を行った場合、屋外（特に地下や高層ビル等）においては位置に誤差が生じる可能性がございます。また、駆け付け要請を行った場合も、自宅での利用に比べて時間を要する場合及び電波状況により位置の特定が困難な場合も想定されます。

3. 鍵の預かりについて

（事業者が鍵を預かった場合）

- ☐ 通報時に警備員が自宅に駆け付け、応答がない時に部屋へ入り安否の確認を行います。
- ☐ チェーンロック等の防犯設備が設置されていて入室出来ない場合、鍵、窓、玄関及びチェーンロック等の防犯設備の破壊により宅内へ入るケースが想定されます。その際は、原状復帰にともなう費用については自己負担となります。
- ☐ 既に救急車による搬送が行われた場合は施錠を行います。なお、利用者からの通報がない状況における、御家族等の依頼による室内を確認するための駆け付けは本サービスの対象外となります。

（事業者が鍵を預からなかった場合）

- ☐ 通報時に警備員が駆け付けて、自宅に入っての安否確認は行えません。必要に応じて、消防、警察へ通報する場合も有りますが、消防、警察の判断により、鍵、窓、玄関及びチェーンロック等の防犯設備の破壊により宅内へ入るケースが想定されます。その際は、原状復帰にともなう費用については自己負担となります。

4. 月額利用料に含まれない料金について

- ☐ 本サービスにおける緊急時の駆け付け範囲は川崎市内までとなっております。市外への駆け付けを希望の場合は1回につき所定の駆け付け料がかかります。
- ☐ 発信通話機能及びメール送信機能のある端末を利用する場合、通話料・通信料が発生した際には自己負担となります。
- ☐ 端末の紛失・事故時には、所定の端末料金が発生いたします。
- ☐ 本サービスを新規利用する場合は、初回手数料はかかりませんが、次の場合は所定の手数料が発生いたします。

自己都合により事業者を変更する場合

利用廃止後3か月以内に再度利用を開始する場合

（裏面へ続く）

5. 当事業を利用できない状況について

- ☐ 本サービスと同様に安否確認を目的とする市単独事業である、緊急通報システム（自宅設置型）、福祉電話相談との重複利用はできません。
- ☐ 本サービスは警備員が緊急時に駆け付けるものであるため、類似のサービスである介護保険の定期巡回・随時対応型との重複利用はできません。
- ☐ 本サービスは川崎市単独事業によるものであり、各事業者が市販しているサービスとの重複利用はできません。
- ☐ サービス付き高齢者向け住宅にお住まいの方で、有料老人ホームと同様のサービスを受けている場合には施設とみなしますので、利用することはできません。

6. 利用禁止・制限について

- ☐ 本サービスは電波を発する端末ですので、利用禁止場所や利用制限等については事業者の指示に従ってください。

7. その他について

- ☐ その他、本利用承諾書にて定めのない事項については各事業者の利用契約書等に従ってください。
- ☐ 入院・施設入所等により対象外となったにもかかわらず、区役所高齢・障害課、地域包括支援センター、事業者への連絡がないまま利用を続けた場合、廃止の決定効力発生日が属する月の翌月以降の費用負担は自己負担となります。
(廃止の決定効力発生日が1日の場合は、その属する月以降の費用負担が自己負担となります。
廃止の決定効力発生日は、入院・施設入所日の翌日となります。)

※注意事項の全ての□に✓が入っていることを御確認ください。

【利用対象者】

年 月 日

住 所	区
氏 名	印

(記名押印又は自筆による署名のいずれかとしてください。)

【説明を受けた方】（利用対象者と同一の場合は、住所の記載は不要）

住 所	
氏 名	

事務処理欄

受付日	年 月 日	事務所名		受付者名	
-----	-------	------	--	------	--

様

号
年 月 日

川崎市 福祉事務所長

高齢者緊急通報システム設置決定通知書

さきに申出のありました高齢者緊急通報システムの設置につきましては、次のとおり決定しましたので、通知します。

利 用 者			
決 定 区 分			
決定効力発生日	年 月 日	利用料負担額	月額 円
サービス内容			
事 業 者			
利用者の状況			
地域包括支援センター			
備 考			

＜注意事項＞

- 1 利用料がある方は、事業者からの連絡がありますので、口座引き落としの手続きをしてください。
- 2 機器は、破損・紛失しないよう、大切に使用してください。また、機器を譲ることや貸すこと及び担保にすることはできません。
万一、機器をき損し又は滅失したときは、すぐに地域包括支援センターに報告してください。
- 3 緊急通報があり、施錠された住居に入る必要が生じた場合は、上記の事業者が合鍵により住居に立入ることがあります。
- 4 緊急事態の対応のため、住居等の一部に破損を生じた場合は、その修復について、川崎市及び事業者は責任を負いません。

(不服申し立ての教示)

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、川崎市長に対して審査請求をすることができる。
- 2 この処分の取消しを求める訴えは、この処分があったことを知った日（前記の審査請求をした場合には、当該審査請求についての裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6月以内に、川崎市を被告として（川崎市長が被告の代表者となります。）提起することができる。

様

号

年 月 日

川崎市

福祉事務所長

高齢者等携帯型緊急通報システム利用決定通知書

さきに申出のありました高齢者等携帯型緊急通報システムの利用につきましては、次のとおり決定しましたので、通知します。

利 用 者			
決 定 区 分			
決定効力発生日	年 月 日	利用料負担額	月額 円
事 業 者			
利用者の状況			
地域包括支援センター			
備 考			

＜注意事項＞

- 1 利用料がある方は、事業者からの連絡がありますので、口座引き落としの手続きをしてください。
- 2 機器は、破損・紛失しないよう、大切に使用してください。また、機器を譲ることや貸すこと及び担保にすることはできません。

万一、機器をき損し又は滅失したときは、すぐに地域包括支援センターに報告してください。

- 3 緊急通報があり、施錠された住居に入る必要が生じた場合は、上記の事業者が合鍵により住居に立入ることがあります。
- 4 緊急事態の対応のため、住居等の一部に破損を生じた場合は、その修復について、川崎市及び事業者は責任を負いません。

(不服申し立ての教示)

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、川崎市長に対して審査請求をすることができる。
- 2 この処分の取消しを求める訴えは、この処分があったことを知った日（前記の審査請求をした場合には、当該審査請求についての裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6月以内に、川崎市を被告として（川崎市長が被告の代表者となります。）提起することができる。

高齢者等緊急通報システム実績報告書
(年 月分)

年 月 日

(あて先)

事業者名
住 所
代 表 者

1 通報内容 (件)

通 報 件 数							誤報件数	警備員 出動件数	救急車 出動件数	消防車 出動件数
	ペンダント	火災センサ	ガスセンサ	生活リズム	相 談	合 計				
従来要件										
75歳以上 独居										

2 設置件数 (月途中の新規・廃止件数含む) (件)

		階層 1		階層 2		階層 3		階層 4		階層 5		合 計	
		基本	付加	基本	付加	基本	付加	基本	付加	基本	付加	基本	付加
川 崎													
幸													
中 原													
高 津													
宮 前													
多 摩													
麻 生													
(小計)													
75歳以上・ 独居対象者	川 崎												
	幸												
	中 原												
	高 津												
	宮 前												
	多 摩												
	麻 生												
(小計)													
合 計													

確認欄

川崎市高齢者等緊急通報システム事業委託契約書に基づき、 年 月分について、
上記報告のとおり提供されたことを確認しました。

年 月 日

検査員

印

年 月 日

(あて先)

代表者

(件)

[illegible]

(件)

		階層 1	階層 2	階層 3	階層 4	階層 5	合計
65歳以上・疾患有	川崎						
	幸						
	中原						
	高津						
	宮前						
	多摩						
	麻生						
(小計)							
75歳以上・独居対象者	川崎						
	幸						
	中原						
	高津						
	宮前						
	多摩						
	麻生						
(小計)							

		階層 1	階層 2	階層 3	階層 4	階層 5	合計
65歳以上・認知症者	川崎						
	幸						
	中原						
	高津						
	宮前						
	多摩						
	麻生						
(小計)							
若年性認知症者	川崎						
	幸						
	中原						
	高津						
	宮前						
	多摩						
	麻生						
(小計)							
合 計							

川崎市高齢者等緊急通報システム事業委託契約書に基づき、 年 月分について、
上記報告のとおり提供されたことを確認しました。

年 月 日

検査員

印

高齢者等緊急通報システム利用者名簿
(年 月分)

事業者名

区

☐ 階層 1 ☐ 階層 2 ☐ 階層 3 ☐ 階層 4 ☐ 階層 5

	No.	氏 名	住 所	設 備		開始・変更・廃止日
				基本	付加	
継続利用	1					
	2					
	3					
	4					
	5					
	6					
	7					
	8					
	9					
	10					
	11					
	12					
	13					
	14					
	15					
	16					
	17					
	18					
	19					
	20					
合 計						
当月新規	1					
	2					
	3					
	4					
	5					
合 計						
当月廃止	1					
	2					
	3					
	4					
	5					
合 計						
合 計 利 用 者 数			基本サービスのみのみ		付加サービスつき	

高齢者等緊急通報システム利用者名簿
(年 月分)

事業者名

区

☐ 階層 1 ☐ 階層 2 ☐ 階層 3 ☐ 階層 4 ☐ 階層 5

	No.	氏 名	住 所	開始・変更・廃止日
継続利用	1			
	2			
	3			
	4			
	5			
	6			
	7			
	8			
	9			
	10			
	11			
	12			
	13			
	14			
	15			
	16			
	17			
	18			
	19			
	20			
合 計				
当月新規	1			
	2			
	3			
	4			
	5			
合 計				
当月廃止	1			
	2			
	3			
	4			
	5			
合 計				
合 計 利 用 者 数				

高齢者等緊急通報システム利用者名簿
(年 月分)

事業者名

〔75歳以上・独居対象者分〕

区

☐ 階層1 ☐ 階層2 ☐ 階層3 ☐ 階層4 ☐ 階層5

	No.	氏 名	住 所	設 備	開始・変更・廃止日
				基本	
継続利用	1				
	2				
	3				
	4				
	5				
	6				
	7				
	8				
	9				
	10				
	11				
	12				
	13				
	14				
	15				
	16				
	17				
	18				
	19				
	20				
合 計					
当月新規	1				
	2				
	3				
	4				
	5				
合 計					
当月廃止	1				
	2				
	3				
	4				
	5				
合 計					
				合 計 利 用 者 数	

高齢者等緊急通報システム利用者名簿
(年 月分)

事業者名

〔75歳以上・独居対象者分〕

区

☐ 階層1 ☐ 階層2 ☐ 階層3 ☐ 階層4 ☐ 階層5

	No.	氏 名	住 所	開始・変更・廃止日
継続利用	1			
	2			
	3			
	4			
	5			
	6			
	7			
	8			
	9			
	10			
	11			
	12			
	13			
	14			
	15			
	16			
	17			
	18			
	19			
	20			
合 計				
当月新規	1			
	2			
	3			
	4			
	5			
合 計				
当月廃止	1			
	2			
	3			
	4			
	5			
合 計				
合 計 利 用 者 数				

高齢者等緊急通報システム利用者名簿
(年 月分)

事業者名

〔65歳以上・認知症者分〕

区

☐ 階層 1 ☐ 階層 2 ☐ 階層 3 ☐ 階層 4 ☐ 階層 5

	No.	氏 名	住 所	開始・変更・廃止日
継続利用	1			
	2			
	3			
	4			
	5			
	6			
	7			
	8			
	9			
	10			
	11			
	12			
	13			
	14			
	15			
	16			
	17			
	18			
	19			
	20			
合 計				
当月新規	1			
	2			
	3			
	4			
	5			
合 計				
当月廃止	1			
	2			
	3			
	4			
	5			
合 計				
合 計 利 用 者 数				

高齢者等緊急通報システム利用者名簿
(年 月分)

事業者名

〔若年性認知症者分〕

区

☐ 階層 1 ☐ 階層 2 ☐ 階層 3 ☐ 階層 4 ☐ 階層 5

	No.	氏 名	住 所	開始・変更・廃止日
継続利用	1			
	2			
	3			
	4			
	5			
	6			
	7			
	8			
	9			
	10			
	11			
	12			
	13			
	14			
	15			
	16			
	17			
	18			
	19			
	20			
合 計				
当月新規	1			
	2			
	3			
	4			
	5			
合 計				
当月廃止	1			
	2			
	3			
	4			
	5			
合 計				
合 計 利 用 者 数				

高齡者等緊急通報システム通報内容報告書（ 年 月分）

事業者名

利 用 者 名	
住 所	区
地域包括支援センター	
状 況 ・ 経 過 ・ 対 応 等	
時 刻	内 容
月 日 ----- : : : : : :	
備 考	

川崎市高齢者等緊急通報システム事業事務取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、川崎市高齢者等緊急通報システム事業実施要綱（以下「要綱」という。）に基づき事業を実施する際に必要な事項を定めるものとする。

(利用対象者)

第2条 要綱第5条第1項第2号又は第7条第1項第2号に規定する「日常生活上注意を要する状態」とは、次の各号の全てに該当する状態とする。

- (1) 発作等、生命にかかわる容態の急変が予測されること。
- (2) 発作等が起きた場合に自力で救急車を呼ぶことが困難であり、緊急通報システムによる救急車出動の対応が必要と考えられること。
- 2 要綱第5条第1項第3号イ、ウ及び第7条第1項第3号イ～オに規定する「同居人」とは、対象となる高齢者と同一家屋内に居住する親族等とする。
- 3 要綱第5条第1項第3号イ及び第7条第1項第3号イに規定する「重度の要介護者」とは、重度の要介護状態にあるために利用者に発作等が起きた時に救急車を呼ぶことが困難な状態の者とする。
- 4 要綱第5条第1項第3号ウ及び第7条第1項第3号ウに規定する「長時間外出」とは、1日4時間以上かつ週4回以上の継続する外出とする。

(利用開始の申請)

第3条 事業の利用開始を希望する者（以下「開始申請者」という。）は、要綱第8条第1項の規定により申請をするときは、次の書類を地域包括支援センター（以下「担当支援センター」という。）又は福祉事務所に提出するものとする。ただし、直接提出できない場合は、介護支援専門員を通じて申請を行うことができるものとする。

- (1) 高齢者等緊急通報システム利用申請書兼確認票（第1－1号様式）（自宅設置型緊急通報システムの利用の場合）
- (2) 高齢者等緊急通報システム利用申請書兼確認書（第1－2号様式）（携帯型緊急通報システム利用の場合）
- (3) 開始申請者の当該年度の市民税課税・非課税証明書（当該年初に市外在住の者に限る。）
- (4) 高齢者等緊急通報システム設置承諾書（第2号様式）（市営住宅を除く借家の場合に限る。自宅設置型緊急通報システム利用の場合）
- (5) 高齢者等携帯型緊急通報システム利用承諾書（第3号様式）（携帯型緊急通報システム利用の場合）

(利用開始の選定)

第4条 担当支援センターは、要綱第9条第1項の規定により利用開始の選定を行った結果、事業の利用対象者に該当すると選定した場合は、高齢者等緊急通報システム利用申請書兼確認票（第1－1号様式又は第1－2号様式）を作成し、高齢者等携帯型緊急通報システム利用承諾書（第3号様式）（携帯型緊急通報システム利用の場合）を併せて、福祉事務所にその写しを送付する。

(利用開始の決定)

第5条 福祉事務所長は、要綱第10条第1項の規定により事業の利用対象者に該当した場合は、利用者負担額を決定し、高齢者緊急通報システム設置決定通知書（第4-1号様式）又は高齢者等携帯型緊急通報システム利用決定通知書（第4-2号様式）により、開始申請者、担当支援センター及び事業者へ通知する。この場合において、福祉事務所長は、高齢者等緊急通報システム利用申請書兼確認票（第1-1号様式又は第1-2号様式）の写しを併せて事業者へ、高齢者等携帯型緊急通報システム利用承諾書（第3号様式）（携帯型緊急通報システム利用の場合）の写しを併せて開始申請者及び事業者へ送付するものとする。

2 福祉事務所長は、要綱第10条第1項の規定により事業の利用対象者に該当しない場合は、高齢者緊急通報システム設置決定通知書（第4-1号様式）又は高齢者等携帯型緊急通報システム利用決定通知書（第4-2号様式）により、開始申請者へ通知する。

3 担当支援センターは、要綱第10条第3項の規定により、事業の利用開始が決定した者（以下「利用者」という。）について、第1項の高齢者緊急通報システム設置決定通知書（第4-1号様式）又は高齢者等携帯型緊急通報システム利用決定通知書（第4-2号様式）に基づき、機器の設置又は端末の貸与に係る連絡をする。

4 事業者は、前項の連絡に基づき、速やかに機器の設置又は端末の貸与を行い、サービス提供を開始するものとする。

(利用者の報告責務)

第6条 利用者は、要綱第11条の規定により、高齢者等緊急通報システム利用申請書兼確認票（第1-1号様式又は第1-2号様式）の基本情報、緊急連絡先に変更がある場合は、速やかに担当支援センター又は福祉事務所に報告しなければならない。

(利用変更の申請)

第7条 サービス内容等の変更を希望する者（以下「変更申請者」という。）は、要綱第12条の規定により利用変更について申請をする場合において、直接申請をすることができないときは、介護支援専門員を通じて申請を行うことができるものとする。

(利用変更に係る書類の作成)

第8条 担当支援センターは、要綱第12条の規定により変更申請者から申請があったときは、高齢者等緊急通報システム利用申請書兼確認票（第1-1号様式又は第1-2号様式）を作成し、高齢者等携帯型緊急通報システム利用承諾書（第3号様式）（携帯型緊急通報システム利用における事業者変更を伴う利用変更の場合のみ）を併せて、福祉事務所にその写しを送付する。

(利用変更の決定)

第9条 福祉事務所長は、要綱第14条第1項の規定によりサービス内容等の変更を決定し、高齢者緊急通報システム設置決定通知書（第4-1号様式）又は高齢者等携帯型緊急通報システム利用決定通知書（第4-2号様式）により、変更申請者、担当支援センター及び事業者へ通知する。この場合において、福祉事務所長は、高齢者等緊急通報システム利用申請書兼確認票（第1-1号様式又は第1-2号様式）の写しを併せて変更後の事業者へ、高齢者等携帯型緊急通報システム利用承諾書（第3号様式）（携帯型緊急通報システム利用における事業者変更を伴う利用変更の場合のみ）の写しを併せて開始申請者及び変更後の事業者へ送付するものとする。

る。

2 担当支援センターは、要綱第14条第2項の規定により、事業の利用変更が決定した者について、前項の高齢者緊急通報システム設置決定通知書（第4-1号様式）又は高齢者等携帯型緊急通報システム利用決定通知書（第4-2号様式）に基づき、利用変更に係る連絡をする。

3 事業者は、前項の連絡に基づき、速やかに変更後の内容によるサービス提供を開始するものとする。

（利用廃止及び停止の申請）

第10条 事業の利用廃止及び停止を希望する者（以下「廃止申請者」という。）は、要綱第15条の規定により利用廃止について申請をする場合において、直接申請をすることができないときは、介護支援専門員を通じて申請を行うことができるものとする。

（利用廃止及び停止に係る書類の作成）

第11条 担当支援センターは、要綱第15条の規定により廃止申請者から申請があったときは、高齢者等緊急通報システム利用申請書兼確認票（第1-1号様式又は第1-2号様式）を作成し、福祉事務所にその写しを送付する。

（利用廃止及び停止の決定）

第12条 福祉事務局長は、要綱第17条の規定により事業の利用の廃止または停止を決定し、高齢者緊急通報システム設置決定通知書（第4-1号様式）又は高齢者等携帯型緊急通報システム利用決定通知書（第4-2号様式）により、廃止申請者、担当支援センター及び事業者へ通知する。この場合において、福祉事務局長は、高齢者等緊急通報システム利用申請書兼確認票（第1-1号様式又は第1-2号様式）の写しを併せて事業者へ送付するものとする。

2 事業者は、前項に基づき、機器の停止若しくは撤去又は端末の回収を行い、サービスの提供を廃止又は停止するものとする。

（利用者負担の決定）

第13条 福祉事務局長は、利用者の市民税課税状況等を確認し、利用者負担を決定する。

2 福祉事務局長は、利用者負担について、毎年度8月に、利用者の市民税課税状況により再認定を行う。

（利用者負担）

第14条 利用者は、要綱第19条に基づく利用者負担を、直接委託事業者あて支払うものとする。

2 利用者は、川崎市が設定したサービス以外の追加サービスを利用する場合は事業者の設定した金額に基づき負担するものとする。

（業務報告等）

第15条 事業者は、要綱第22条第1項の規定により、サービス実施月の翌月15日までに次の書類により報告するとともに、委託料の請求をするものとする。

（1）高齢者等緊急通報システム実績報告書（第5-1号様式）（自宅設置型緊急通報システム用）

（2）高齢者等緊急通報システム実績報告書（第5-2号様式）（携帯型緊急通報システム用）

（3）高齢者等緊急通報システム利用者名簿（第6-1号様式）（自宅設置型緊急通報システム用）

（4）高齢者等緊急通報システム利用者名簿（第6-2号様式）（携帯型緊急通報システム用）

(5) 高齢者等緊急通報システム通報内容報告書(第7号様式)

(委任)

第16条 この要領に定めのない事項については、健康福祉局長が別に定める。

附 則

- 1 この要領は、平成7年6月1日から施行する。
- 2 本要領施行の際に、現に川崎市老人福祉電話等設置事業事務取扱要領の規定に基づき緊急通報システムの設置を受けている者については、本要領の規定に基づいてみなされたものとみなす。

附 則

この要領は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

この改正要領は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この改正要領は、平成12年4月1日から施行する。
- 2 改正前の要領に基づく利用者については、改正前の要領によるものとし、平成12年7月1日からこの要領を適用するものとする。

附 則

この改正要領は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この改正要領は、平成13年8月1日から施行する。

附 則

この改正要領は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この改正要領は、平成15年10月1日から施行する。

附 則

この改正要領は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この改正要領は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、平成20年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正前の要領の規定により作成した帳票で現に残存するものについては、当分の間、必要な箇所を訂正した上、引き続きこれを使用することができる。

附 則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年1月5日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年2月4日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年10月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年10月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年7月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年7月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和7年4月1日から施行する。